

学校法人北里研究所と南魚沼市との 連携協力に関する包括協定書

学校法人北里研究所・北里大学保健衛生専門学院（以下「甲」という。）と南魚沼市（以下「乙」という。）は、相互の人的・知的資源の交流及び活用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、教育・文化・スポーツ、健康づくり、まちづくり、産業、環境等の分野において相互に協力し、地域の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について協力する。

- (1) 人材育成のための連携
- (2) 教育・文化・スポーツの振興・発展のための連携
- (3) 健康づくりのための連携
- (4) まちづくりのための連携
- (5) 産業振興のための連携
- (6) 環境保全のための連携
- (7) その他両者が協議して必要と認める連携

（期 間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙の

いずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。


この協定の証として本協定書2通を作成し、署名捺印のうえ、各1通を保有する。

平成20年9月26日

東京都港区白金5丁目9番1号

学校法人北里研究所

理事長

柴 忠義 

新潟県南魚沼市六日町180番地1

南魚沼市長

井口 一郎 